



農業者年金で

老後の生活を 安心サポート



3つの要件を
満たせば
どなたでも
加入できます

特徴

1

農業者なら広く加入できる

加入資格 ▶ ★年間 60 日以上農業に従事する
★国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
★20 歳以上 60 歳未満の方

特徴

2

積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる
積立方式・確定拠出型を採用しています。
★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴

3

通常加入の場合、保険料の額は自由に決められる

★月額 2 万円から 6 万 7 千円まで千円単位で選択できます。

特徴

4

終身年金。80 歳前にお亡くなりになった場合には、 死亡一時金を遺族の方に支給

★年金は生涯受給できます。
★仮に加入者・受給者が 80 歳前に亡くなられた場合には、80 歳までに受け取るはずであった農業者
老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴

5

税制面の優遇措置が大きい

★支払った保険料は全額（最高 80 万 4 千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等
の節税になります。

特徴

6

政策支援加入なら、保険料の国庫補助がある

★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の 2 割、3 割、5 割のいずれかの補助が受けられます。
★国庫補助を受ける場合の保険料は月額 2 万円に固定されます。

老後の備えを考えましょう

農業者の平均余命 男性87歳 → 65歳で引退した場合：約 **22** 年
女性92歳 → 65歳で引退した場合：約 **27** 年

老後の生活は、
こんなに
お金がかかります

老後の家計
288万円/年

※夫婦2人の合計金額

国民年金
156万円/年

農業者年金に加入すれば……

例えば…

30歳で農業者年金に加入
保険料**2**万円(月額)納付

私たちは
農業者年金に
加入している
から安心



老後に備えて
準備しているから
不安がないよね

男性 **50** 万円/年
女性 **42** 万円/年
を受け取る試算になります。

※運用利回り2.5%、予定利率0.25%で試算した場合

令和4年から農業者年金制度が改正されます

※平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。具体的な手続き等は令和3年7月現在調整中です。

ポイント① 35歳未満で要件を満たす方は、
保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます（令和4年1月1日以降）

※保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

ポイント② 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和4年4月1日以降）
※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

●**農業者老齢年金**については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。（裁定請求せずに75歳に達した場合は75歳から年金を受給することになります。）

●**特例付加年金**については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。

なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

ポイント③ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和4年5月1日以降）

●農業者年金に加入できる年齢の上限が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満まで引き上げられます。（ただし、国民年金の任意加入者であって農業に従事（年間60日以上）している方に限ります。）

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、農業者年金基金専門相談員（03-3502-3199）または企画調整室（03-3502-3942）に直接お問い合わせください。

全国 農業 図書

発行

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

東京都千代田区二番町9-8（中央労働基準協会ビル内）
©2021全国農業会議所 ※無断転載・複写複製を禁じます。

R03-04